

わかば町内会個人情報取扱規程

(目的)

- 第1条 この規程は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによって、本会の事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

- 第2条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第3条 本会は、この個人情報取扱規程を総会資料により、年一回会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

- 第4条 本会は、会長が「会員カード」を、会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。
- 2 本会又は他の団体が実施する事業・行事に参加する場合、参加申込書を受理することにより得た個人情報は、その目的以外には利用しない。
 - 3 本会が会員から取得する個人情報は、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号及びその他必要とするもの(緊急連絡先等)で、会員の同意を得た事項とする。

(同意の取り消し)

- 第5条 会員は前条により取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項、又はすべての項目について取り消すことができる。
- 2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。

(利用)

- 第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用をするものとする。
- (1) 会費の徴収、会議の開催、会員への連絡、文書の送付等
 - (2) 役員・班長名簿等の作成
 - (3) 会員相互の親睦を高める活動
 - (4) 安全・安心で、住みよいまちづくり活動
 - (5) 慶弔金等の対象者の把握
 - (6) 防災地図の作成および災害時における要援護者の支援活動

(管理)

- 第7条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するも

のとする。

その他、管理の詳細については、別に定める個人情報管理内規によるものとする。

(提供)

第8条 個人情報とは、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合(警察、裁判所、税務署等からの照会)
- (2) 国の機関若しくは、地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(国、地方公共団体の統計調査等の回答)
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(災害発生時の被災者の情報を家族・自治体等への提供)
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(児童・生徒の不登校や児童虐待の恐れがある場合、関係機関と共有)
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、札幌市、厚別区、町内会自治連合会又は、これに準ずる公共目的の団体に対し、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(役員名簿等の提供)

(苦情処理)

第9条 会員より個人情報についての苦情があった場合は、役員会でその処理にあたることとする。

(制定と改正)

第10条 この規程を制定及び改正する場合は、役員・班長会の決議によるものとする。

(付 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。